

千葉県放課後子ども教室運営の民間委託事業
公募プロポーザル選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県放課後子ども教室運営の民間委託事業者を選考するため、千葉県放課後子ども教室運営の民間委託事業公募プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、千葉県放課後子ども教室運営の民間委託事業者の選考に係る審査を行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、選考委員会を主宰する。

4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

なお、委員がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員が指名する者を代理出席させることができる。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第5条 選考委員会の庶務を処理するため、事務局を教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

職	職 名 等
委員長	教育委員会事務局生涯学習部長
委 員	同 生涯学習振興課長
〃	同 放課後子ども対策担当課長
〃	こども未来局こども未来部健全育成課長
〃	千葉県小学校長会会長が指名する者